



(5) 新幹線鉄道の騒音・振動

市内の山陽新幹線の沿線地域はトンネル部分を除いて「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」の地域類型のあてはめが行われています。

調査の結果、騒音については、測定を実施した5地区18地点のうち8地点で環境基準に適合し、10地点で不適合でした。振動については指針値「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」を超える地点はありませんでした。

西日本旅客鉄道株式会社では発生源騒音対策として、地上設備においては、レールの削正、吸音板の設置、架線の改良などを行っており、また車両においては、先頭形状の改良、低騒音パンタグラフの採用など低騒音化に取り組んでいると聞いています。

本市では、西日本旅客鉄道株式会社に測定結果を通知し、環境基準を超える地域について一層の騒音低減対策を要請しています。

◆平成26年度 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

地区番号	地区名	場所	軌道構造	測定日	騒音 (デシベル)						振動 (デシベル)		列車速度 (km/h)		
					地域類型	環境基準	測定値					指針値		測定値	
							12.5m	25m	50m	100m	200m			12.5m	25m
①	富野	小倉北区上富野一丁目	高架	H27.1.27	I	70	70	66	59	-	-	70	48	45	113
②	日明	小倉北区平松町	高架	H26.12.18	II	75	69	68	※1	-	-	70	47	47	135
③	小嶺	八幡西区小嶺三丁目	盛土	H26.12.5	I	70	△73	△72	△71	67	-	70	60	54	255
④	茶屋の原	八幡西区茶屋の原四丁目	盛土	H26.12.25	I	70	△73	△72	△72	62	-	70	56	54	279
⑤	楠橋	八幡西区大字楠橋	盛土	H26.12.9	I	70	△73	△75	△74	△71	60	70	55	59	284

△ 騒音の環境基準または振動の指針値に不適合
 ※注1 暗騒音レベルとの差が10db未満のため欠測

(6) 航空機の騒音

若松区及び八幡西区の全域は、航空自衛隊芦屋基地の「航空機騒音に係る環境基準」の地域類型のあてはめが行われています。八幡西区の一部は、「防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律」第4条で規定する住宅防音工事助成対象区域（以下「第一種区域」という。）に指定されています。

市内12カ所の測定地点のうち、平成26年度は6カ所の騒音測定を行い、環境基準の適合状況を把握しました。

その結果6地点全てで環境基準に適合していました。なお残りの6地点は前年度に測定を行っており、全て適合していました。

本市では、調査結果を九州防衛局に通知して一層の配慮を求めるとともに、環境基準に適合している地点においても、周辺住民からの苦情が依然としてあることから、防衛省への第一種区域の拡大、環境省への評価方法等の再検討を要望しています。

◆平成26年度 芦屋基地航空機騒音測定結果

地点番号	測定地点		防衛施設周辺の区域指定	環境基準		測定値 [Lden]	ピークレベル平均 [dB]	一日平均騒音識別回数	評価期間
				地域類型	基準値 [Lden]				
(1)	若松区高須西二丁目	民間住宅	—	I	57	51	76	40.0	H25.4.18～6.26
2	八幡西区三ツ頭二丁目	交通局向田営業所	—	II	62	47	74	17.3	H26.5.14～7.22
3	八幡西区浅川日の峯二丁目	浅川児童館	—	I	57	50	78	21.1	通年
(4)	八幡西区三ツ頭一丁目	民間住宅	第一種	I	57	48	76	22.1	H25.4.11～6.19
5	八幡西区浅川台三丁目	水洗公園	第一種	II	62	54	82	25.1	H26.11.19～H27.2.5
(6)	八幡西区日吉台一丁目	折尾西市民センター	—	II	62	53	81	31.2	H25.10.10～12.18
(7)	八幡西区自由ヶ丘	九州共立大学	—	I	57	53	80	33.4	H25.11.14～H26.1.22
8	八幡西区日吉台一丁目	民間住宅	—	I	57	48	85	15.7	H26.10.28～H27.1.14
(9)	八幡西区浅川学園台二丁目	浅川中学校	—	II	62	50	76	29.4	H25.8.21～10.29
10	若松区高須東四丁目	高須小学校	—	I	57	52	77	33.6	H26.7.24～10.10
(11)	若松区青葉台西三丁目	青葉小学校	—	I	57	48	75	25.8	H25.7.25～10.2
12	若松区東二島五丁目	二島小学校	—	I	57	43	75	8.5	H26.8.19～10.27

・通年測定 1地点(地点番号3)
 ・短期測定 11地点(2グループに分けて隔年測定。地点番号のカッコ数字は、H26年度の測定を行っており、前年度の値を記載。)
 ※平成25年4月に、航空機騒音に関する環境基準値の評価単位が「WECPNL」から「Lden」に変更されたことによるもの

(7) 近隣騒音等

近年、「聞こえない騒音」と呼ばれる低周波音による苦情、またエアコン室外機の稼働音や自動車のアイドリングの音などのいわゆる生活近隣騒音による苦情が増加しています。

これらは法の規制が及ばないため、苦情解決については、関係者の協力が必要です。市は当事者双方の話し合いや、調停などの指導にあたり、市民への啓発活動に努めています。

また、深夜営業騒音については「福岡県風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律施行条例」及び「福岡県騒音防止条例」(福岡県)等に基づき、所轄の警察署で指導を行っています。

7. 化学物質対策

(1) ダイオキシン類

ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるとして、その環境汚染を防止するために平成12年1月15日からダイオキシン類対策特別措置法が施行されました。この法律では、施策の指標とすべき耐容一日摂取量(人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない1日当たりの摂取量)を4ピコグラム(TEQ/kg/日)以下と定め、大気、水質及び土壌に係る環境基準、規制対象となる特定施設からの排出ガス及び排水に係る排出基準、廃棄物焼却炉のばいじん・焼却灰等の処理基準などが規定されています。また、国が削減計画を策定すること、自治体が環境汚染状況についての調査測定を実施し結果の公表をすること、特定施設の設置者が排出ガス・排水を測定し自治体に報告することが義務づけられています。

平成26年度は、大気、公共用水域(河川・海域・湖沼)及び地下水、底質(河川・海域・湖沼)及び土壌についての環境基準適合状況を調査するとともに、生物のダイオキシン類調査も合わせて実施しました。

発生源対策としては、特定施設の設置者に対し、排出ガス、排水、ばいじん及び焼却灰の測定結果の報告を求め、その結果を公表しました。また、特定施設の設置事業場への立入検査を行い、排出ガスなどについて検査(行政検査)を実施しました。

ア. 環境基準

◆ダイオキシン類の環境基準

媒体	基準値
大気	年間平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質	年間平均値 1pg-TEQ/l以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

備考 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値です。
 2) 土壌については、汚染の進行防止等の観点から、基準が達成されている場合であっても、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施すること。

環境省告示第68号(H11.12.27) 環境省告示第46号(H14.7.22)改正

イ. 一般環境の状況

(ア) 大気

大気については、一般環境大気測定局4箇所において年4回又は2回測定を行いました。各観測地点の測定結果(年平均値)は、いずれも環境基準(0.6pg-TEQ/m³以下)に適合していました。

◆平成26年度 一般環境大気中のダイオキシン類濃度

単位: pg-TEQ/m³

測定地点	5月	8月	11月	2月	平均値
門司区(松ヶ江)	-	0.013	-	0.014	0.014
小倉南区(企救丘)	-	0.020	-	0.019	0.020
若松区(若松)	0.013	0.038	0.022	0.017	0.023
八幡西区(黒崎)	-	0.094	-	0.013	0.054

()は、一般環境大気測定局名

(イ) 公共用水域の水質

水質については、海域の環境基準点5地点、各河川の最下流の環境基準点15地点及び湖沼の環境基準点1地点、計21地点において測定を行いました。各観測地点の測定結果は、海域、河川及び湖沼とも全地点で環境基準(1pg-TEQ/l以下)に適合していました。

(ウ) 地下水

地下水については、市内1地点において年1回測定を行いました。観測地点の測定結果は、環境基準(1pg-TEQ/l以下)に適合していました。

(エ) 底質

底質については、海域の環境基準点3地点、河川の環境基準点1地点及び湖沼の環境基準点1地点の計5地点において年1回測定を行いました。各観測地点の調査結果は、環境基準(150pg-TEQ/g以下)にすべて適合していました。



◆平成26年度 海域・河川及び湖沼のダイオキシン類濃度

単位：pg-TEQ/ℓ

水域区分	調査地点		測定値
	海域・河川・湖沼名	地点名	
海域	洞海湾	D2	0.067 ^{※1}
		D6	0.25
	響灘	H1	0.054 ^{※1}
		H5	0.056
周防灘	S-1	0.095	
河川	江川	栄橋	0.10
		江川橋	0.090
	新々堀川	本陣橋	0.13
	撥川	JR引込線横	0.097
	割子川	JR鉄橋下	0.20
	金手川	洞北橋	0.052
	板櫃川	新港橋 ^{※2}	0.30
	紫川	勝山橋	0.060
	貫川	神田橋	0.17
	竹馬川	新開橋	0.37
	相割川	恒見橋	0.31
	奥畑川	宮前橋	0.071
	清滝川	暗渠入口	0.25
	大川	大里橋	0.061
村中川	村中川橋	0.057	
湖沼	ます淵ダム	ダムサイト	0.018

※1は2日2回測定の平均値 ※2は極楽橋で採取

◆平成26年度 地下水のダイオキシン類濃度

単位：pg-TEQ/ℓ

調査地点	測定値
八幡西区則松	0.25

◆平成26年度 底質のダイオキシン類濃度

単位：pg-TEQ/g・dry

水域区分	調査地点		測定値
	海域・河川・湖沼	地点名	
海域	洞海湾	D2	16
		D6	26
	周防灘	S-1	8.2
河川	板櫃川	新港橋 [※]	33
湖沼	ます淵ダム	ダムサイト	6.5

※は極楽橋で採取

(オ)生物

生物については、沿岸海域の2地点で採取された2種を対象に年1回測定を行いました。

◆平成26年度 生物のダイオキシン類濃度

単位：pg-TEQ/g

調査地点	種類	測定値
洞海湾 D2	カワハギ	0.0075
周防灘 S-1	ガザミ	0.072

(カ)土壌

土壌については、市内5地点において年1回測定を行いました。各観測地点の調査結果は、環境基準(1,000pg-TEQ/g以下)にすべて適合していました。

◆平成26年度 土壌のダイオキシン類濃度

単位：pg-TEQ/g・dry

調査地点		測定値
門司区	大字恒見	0.050
小倉北区	井掘	0.22
小倉南区	長行東	0.050
小倉南区	葛原	0.28
若松区	小石本村町	0.096

ウ.発生源の状況及び指導

(ア)ダイオキシン類対策特別措置法対象事業場の概要

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設(大気基準適用施設、水質基準対象施設)及び瀬戸内海環境保全特別措置法(瀬戸法)対象事業場の状況は次の表のとおりです。

◆ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況

(平成27年3月31日現在)

施設名	設置状況	
	事業場数	施設数
大気基準適用施設	鉄鋼用焼結炉	2 3
	製鋼用電気炉	4 5
	アルミ溶解炉	4 4
	廃棄物焼却炉	4t/時以上 26 15 2t/時以上~4t/時未満 4 2t/時未満 25
水質基準対象施設	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	2 2
	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰貯留施設	10 66
	廃 PCB 又は PCB 処理物の分解施設及び PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設	1 14
	フロン類の破壊の用に供する施設	1 2
	下水道終末処理施設	3 4
	他の事業場から排出される汚水等の処理施設	1 1
瀬戸法対象事業場	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰貯留施設	2 18

※複数の特定施設を有する事業場は、大気・水質毎にその事業場の代表となる特定施設の欄のみに事業場数を計上しています。

(イ)発生源の状況及び指導

a. 一般廃棄物の焼却工場等

市の一般廃棄物焼却工場3工場の排出ガス、ばいじん、焼却灰、排水及び排水処理汚泥を対象に測定を実施しました。

(a)排出ガス

全施設とも排出基準(新門司工場は0.1ng-TEQ/m³N以下、日明・皇后崎工場は1ng-TEQ/m³N以下)に適合していました。

◆平成26年度 焼却工場の排出ガス中のダイオキシン類濃度

単位：ng-TEQ/m³N

焼却工場名	施設名	測定値
新門司工場	1号炉	0.000054
	2号炉	0.00014
	3号炉	0.00016
日明工場	1号炉	0.015
	2号炉	0.015
	3号炉	0.016
皇后崎工場	1号炉	0
	2号炉	0.0013
	3号炉	0.00041

(b)焼却灰、ばいじん及び排水処理汚泥

焼却灰、ばいじん及び排水処理汚泥については、3工場とも判定基準(3ng-TEQ/g以下)に適合していました。

◆平成26年度 焼却工場の焼却灰、ばいじんに含まれるダイオキシン類濃度

単位：ng-TEQ/g

焼却工場名	焼却灰	ばいじん	排水処理汚泥
新門司工場	0.0000021(溶融スラグ) 0(溶融メタル)	0.094	排水処理汚泥なし
日明工場	0.027	0.76	0.025
皇后崎工場	0.00063	0.31	0.0014

(c)管理型最終処分場の放流水

市内4ヶ所の管理型最終処分場の放流水については、いずれも維持管理基準(10pg-TEQ/ℓ以下)に適合していました。

◆平成26年度 廃棄物処分場の放流水中のダイオキシン類濃度

単位：pg-TEQ/ℓ

処分場数	測定値
4	0.0014~2.0

b. 立入検査

(a)立入検査

工場・事業場への立入検査は、ダイオキシン類対策特別措置法第34条の規定に基づき実施しました。

◆平成26年度 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査の実施状況

	工場・事業場数	施設数
大気基準適用施設	14	20
水質基準対象施設(瀬戸法対象事業場を含む。)	0	0

(b)排出ガスの監視測定

5事業場の5施設の排出ガスを測定した結果、全ての施設で排出基準に適合していました。

◆平成25年度 排出ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果

単位：ng-TEQ/m³N

施設名	事業場数	最小~最大	
		排出基準値	
4t/時以上	既設	1	0.52
	新設	2	0.0038~0.0050
2t/時以上 4t/時未満	既設	1	0.45
	新設	1	0.63
2t/時未満	新設	1	0.63

(c)事業場排水の監視測定

3事業場の3排水口について測定した結果は、排出基準(10pg-TEQ/ℓ以下)にすべて適合していました。

◆平成26年度 事業場排水中のダイオキシン類濃度の測定結果

単位：pg-TEQ/ℓ

事業場数	排水口数	測定値
3	3	0.0019~0.71

c. 事業者自主測定の結果

(a)大気基準適用施設に係る排出ガス

ダイオキシン類対策特別措置法の対象36事業場(56施設)のうち、休止中施設等を除く30事業場(47施設)から報告があり、全ての施設で排出基準に適合していました。

(b)水質基準対象施設に係る排水

5事業場(6排水口)から報告があり、すべての排水口で排水基準(10pg-TEQ/ℓ以下)に適合していました。

(c)廃棄物焼却炉に係るばいじん等

廃棄物焼却炉から排出されるばいじん等については、判定基準(3ng-TEQ/g以下)を超えるものは特別管理廃棄物としてセメント固化処理等の安定化処理をして最終処分することが義務付けられています。

平成26年度は、ばいじん(18事業場29施設)及び焼却灰(21事業場36施設)について自主測定の報告があり、このうち特別管理廃棄物に該当していたのは、ばいじんの1事業所(1施設)でした。このばいじんについては、適正に処理している事を確認しました。

◆平成26年度 大気基準適用施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果

単位：ng-TEQ/m³N

施設名	報告数		最小~最大	基準値	排出基準 不適合施設数	
	事業場数	施設数				
鉄鋼用焼結炉	既設	2	0.0073~0.18	1	0	
	新設	0	—	0	0	
製鋼用電気炉	既設	2	0.088~0.23	5	0	
	新設	2	0.0000016~0.0000023	0	0	
アルミ焙焼炉・溶解炉	既設	1	0.0092	5	0	
	新設	2	0.071~0.14	1	0	
廃棄物焼却炉	4t/時以上	既設	6	0~0.31	1	0
		新設	2	0.000054~0.0044	0	0
	2t/時以上 ~4t/時未満	既設	3	0.0044~0.35	5	0
		新設	1	0.64	1	0
2t/時未満	既設	9	0.00066~2.2	10	0	
	新設	7	0.0000026~1.0	5	0	



◆平成26年度 水質基準対象施設に係る排出水中のダイオキシン類濃度
単位：pg-TEQ/ℓ

施設名	廃棄物焼却炉の廃ガス 洗浄施設、湿式集じん施設		下水道終末処理施設
	事業場数	排水口数	
報告数	2	2	3
最小～最大	0.024～1.4	0.00048～0.0028	4
基準値	10	10	
基準不適合排水口数	0	0	

◆平成26年度 廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類濃度
単位：ng-TEQ/g

施設名	項目	報告数		最小～最大	特別管理廃棄物の 判定基準値 (平成14.12.1～)
		事業場数	施設数		
廃棄物 焼却炉	ばいじん	18	29	0～88	3
	焼却灰	21	36	0～2.2	

(2) 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）

ア.背景

環境ホルモン（正式名称：内分泌かく乱化学物質）について、国は平成10年5月に「内分泌攪乱化学物質問題の環境庁の対応方針について～環境ホルモン戦略計画SPEED'98～」をとりまとめ実態把握や調査研究を行ってきました。

その後、科学的知見の蓄積等を踏まえて、平成17年3月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について-ExTEND2005-」を、平成22年7月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応-EXTEND2010-」を公表しました。

イ.これまでの取組

本市においても、山田緑地での過剰枝ガエルの発見を機に平成10年9月に学識経験者を中心とした「北九州市における外因性内分泌攪乱化学物質の野生生物に与える影響に関する検討委員会（仮称：環境ホルモン北九州委員会）」

◆平成26年度 公共用水域における内分泌かく乱物質監視・測定結果

測定項目	海域		河川		湖沼		検出下限 (μg/ℓ)	予測無影響 濃度※1 (μg/ℓ)
	検出数/ 検体数	検出濃度範囲 (μg/ℓ)	検出数/ 検体数	検出濃度範囲 (μg/ℓ)	検出数/ 検体数	検出濃度 (μg/ℓ)		
4-t オクチルフェノール	0/7	ND	0/5	ND	0/1	ND	0.005	0.992
ビスフェノールA	3/7	ND～0.024	1/5	ND～0.029	0/1	ND	0.01	47 ¹⁾ ,24.7 ²⁾

ライフサイクル試験※2の 1) パーシャルライフサイクル試験による。 2) フルライフサイクル試験による。

※1 予測無影響濃度とは、魚類へ害を及ぼさない最大の濃度（最大無作用濃度）に、10倍の安全率を乗じて設定された濃度であり、各物質の予測無影響濃度は、以下の環境省の資料から引用した。
・平成13,14,16年度第1回内分泌攪乱化学物質問題検討会資料

※2 ライフサイクル試験とは、卵から成熟するまで試験物質を含む水の中で魚を育て、ビロジエン産生や生殖能力の変化などを観察する試験方法で、パーシャルライフサイクル試験（受精卵から孵化後60日まで曝露させる）とフルライフサイクル試験（受精卵から孵化後100日まで曝露させるとともに次世代への影響を調べる）がある。

（小野委員長）を設置し、市独自の調査研究を行いました。

その後、いのちのたび博物館が、平成15年度から3年間に渡って過剰枝ガエル出現の追跡調査を行いました。

その結果、ヤマアカガエルの卵塊の飼育による調査では過剰枝ガエルの出現は認められず、また、山田緑地においても管理者や来場者による過剰枝ガエルの発見情報はありませぬ。

平成25年3月には、委員会の終了から約10年が経過することから、山田緑地内の水質などの再調査を行いました。その結果、特に問題はありませんでした。

また、環境省の調査により魚類等への影響が確認された4-t オクチルフェノール及びビスフェノールAの2物質について、公共用水域（海域・河川及び湖沼）における存在実態を把握するため、平成17年度より環境調査を実施しています。

ア)調査方法

a. 調査時期

- 河川：平成26年10月29日
- 湖沼：平成26年10月21日
- 海域：平成26年10月8日及び10月20日

b. 調査地点

- 北九州市内の公共用水域における環境基準点（海域7地点、河川5地点及び湖沼1地点）

イ)調査結果

ビスフェノールAが海域3地点及び河川1地点で検出されました。

ウ.今後の取組

今後とも、環境ホルモンに関する情報収集や環境調査を進めるとともに、市民講座や各種講演を通じて啓発を続けていきます。

(3) PRTR 制度

ア.PRTR 制度とは

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register) 制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、環境中への排出量や廃棄物としての移動量を、事業者自らが把握及びデータ報告を行い、国がその結果を集計・公表するものです。

イ.PRTR 法制定の背景

平成4年、国連環境開発会議（地球サミット）で、PRTRの位置付けや背景となる考え方が示され、PRTRの重要性が認められることとなりました。その後、平成8年に経済協力開発機構（OECD）の理事会により、加盟国がPRTR制度を導入するように勧告が行われました。これを受けて、諸外国では、多数の国々で実施や導入の検討が行われています。

日本では平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（いわゆるPRTR法）」が公布され、その中では対象として354の化学物質が指定されています。その後、平成13年4月からは事業者による排出量・移動量の把握が開始され、その把握内容について翌年度に最初の報告が行われました。平成20年11月のPRTR法施行令の改正により対象となる化学物質は462物質となりました。

ウ.PRTRの届出

平成14年度から法律に基づくPRTRに関する本市への届出が行われており、平成26年度の届出（前年度の排出量・移動量を報告）は238件でした。それを集計した結果、環境への排出量が1,339トンで全国排出量の0.8%、事業所外への移動量が12,737トンで全国移動量の5.9%でした。

このうち、市内で最も排出量・移動量の多かった業種は、鉄鋼業でした。

◆排出量・移動量の上位5物質とその量 (t/年)

第一種指定化学物質	総合計（排出量 移動量）
マンガン及びその化合物	5,818 (9 5,809)
クロム及び三価クロム化合物	4,999 (0.2 4,998)
トルエン	1,012 (660 352)
フェノール	318 (7 310)
N,N-ジメチルホルムアミド	232 (0.1 232)

※数字は総合計（排出量・移動量）の順

◆排出量・移動量の上位5業種とその量 (t/年)

業種	総合計（排出量 移動量）
鉄鋼業	11,100 (79 11,021)
化学工業	1,427 (136 1,292)
出版・印刷・同関連産業	468 (409 59)
金属製品製造業	409 (186 223)
窯業・土石製品製造業	116 (113 2)

(4) PCB 処理事業

ア.背景

ポリ塩化ビフェニル（以下PCB）は、安定性や絶縁性に優れ、かつてトランスやコンデンサの絶縁油などに使用されてきましたが、人体や環境に与える悪影響が判明し、昭和47年に製造が中止されました。その後も、適正に処理する施設がなく、30年にわたる保管の間に紛失や漏出などが生じたケースもあり、PCBによる環境汚染は、地球規模の問題となっています。

我が国でも「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の制定、広域拠点施設の整備に向けた「環境事業団法」の改正などが平成13年に行われ、PCBの適正処理にかかる制度が整えられました。

なお、環境事業団は平成16年4月1日に解散し、PCB廃棄物処理事業に係る業務等は、「日本環境安全事業株式会社」により設立された日本環境安全事業株式会社へ継承されました。（平成26年12月24日に中間貯蔵・環境安全事業株式会社に改組）

イ.これまでの取組

本市は、平成12年12月、国から西日本17県を対象エリアとするPCB処理施設の立地要請を受け、立地の可否についての検討に着手しました。

まず、専門家による「北九州市PCB処理安全性検討委員会」を設置し、安全性確保や情報公開などについて約半年にわたる検討を行うとともに100回を超える市民説明会を開催しました。

こうした取組を経て、安全性検討委員会の提言や寄せられた市民の意見、市議会での議論を踏まえ、PCB処理施設立地に当たっての条件をとりまとめました。平成13年10月11日、この条件を国に提示したところ、国から「安全性確保には万全を期して、事業を実施する」など本市の条件を遵守する旨の回答があり、我が国初の広域的なPCB処理施設の本市への立地が決定しました。

本市は、本事業において事業主体である日本環境安全事業株式会社（現・中間貯蔵・環境安全事業株式会社）を監視・指導する立場であり、着工に先立ち環境基本条例に基づく環境保全協定を締結しました。

さらに、市民の安心感・信頼感のもと安全かつ適正に事業が行われるように、専門家・市民による「北九州市 PCB 処理監視委員会（現・北九州市 PCB 処理監視会議）」を平成 14 年 2 月に設置し、施設の計画、建設、操業の各段階を通して監視を行うこととしています（平成 27 年 3 月 31 日現在 33 回開催）。監視会議は、法的な権限は無いものの、施設への立入や書類の閲覧等を行い、必要に応じ市に意見を述べることであります。また、安全性検討委員会と同様に情報公開を進めており、その内容はホームページや PCB 処理だよりなどを通じて広く市民に周知しています。

処理施設は第 1 期と第 2 期に分けて整備され、平成 16 年 12 月より第 1 期施設においてトランス及びコンデンサ等の処理が開始されました。また、平成 21 年 7 月には第 2 期施設の操業が開始され、広域処理に向けて処理能力が増強されるとともに、新たに PCB 汚染物等の処理が可能となりました。

平成 24 年 1 月にはプラズマ溶融分解設備 2 号機が操業を開始しています。

◆北九州 PCB 廃棄物処理事業の概要

事業主体	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	
施設立地場所	北九州市若松区響町 1-62-24	
	第 1 期施設 H16.12 操業開始 H21.6 処理能力増強	第 2 期施設 H21.7 操業開始 H24.1 処理能力増強
①処理品目 ②処理方式 ③処理能力	①【トランス】 【コンデンサ】 ② 脱塩素化分解法 ③ 1.0t/日 (PCB 分解量)	①【コンデンサ】 ② 脱塩素化分解法 ③ 0.5t/日 (PCB 分解量)
		①【安定器等・汚染物】 ・安定器 ・感圧複写紙 ・ウエス 等 ② プラズマ溶融分解法 ③ 10.4t/日 (安定器等・汚染物量)

ウ.PCB 処理の拡大と処理期限の延長

平成 25 年 10 月、国から本市に対して、全国的な処理の遅れを背景に、北九州 PCB 廃棄物処理事業の処理の拡大と処理期限の延長に関する検討要請がありました。要請を受けた本市は、市民や議会の意見を幅広く聴いて慎重に対応すべく、70 回以上、延べ 1,800 人を超える市民に説明を行い意見を伺うとともに、本会議や委員会での議論を通じて議会の意見を聴きました。

本市は、市民・議会の意見や想いを真摯に受け止め、①処理の安全性の確保、②期間内での確実な処理、③地域

の理解、④取組の確実性の担保の 4 つの柱からなる全 27 項目の受入条件を取りまとめ、平成 26 年 4 月 23 日、市長から環境大臣に直接提示しました。環境大臣からは、処理の不安や地元の負担感がある中で、市民や議会の想いを集約したものとして重く受け止め、国の責任と覚悟の下、この条件を承諾し、万全を尽くして対応するとの回答がありました。本市は、こうした国の決意を受けて、要請を受け入れることとしました。

◆北九州 PCB 廃棄物処理事業の現行計画と見直し内容

	現行計画	見直し内容
処理対象物	中国・四国・九州・沖縄地域（岡山以西 17 県）に保管されている全ての高濃度 PCB 廃棄物	左記に加え、大阪・豊田・東京事業所で円滑な処理が困難な近畿・東海・南関東地域（14 都府県）のトランス（約 150 台）、コンデンサ（約 7,000 台）、安定器等・汚染物（約 4,000 トン）
処理期限	平成 26 年度末まで	トランス、コンデンサは平成 30 年度末、安定器等・汚染物は平成 33 年度末まで

エ. 今後の対応

今後、本市としても、PCB 廃棄物の安全かつ早期の処理を推進し、市民の安全安心と理解の確保に最善を尽くしていきます。

オ.平成 26 年度 PCB 廃棄物処理施設及びその周辺の環境モニタリングについて

本市は、PCB 廃棄物処理事業による環境への影響を把握するため、平成 17 年度より排出源及び周辺環境の監視・測定を実施しています。

測定結果は、全調査、全項目について環境基準値等に適合していました。

ア) PCB 廃棄物処理施設

a. 排出ガス

・PCB、ダイオキシン類：いずれの排出口も協定値*1 に適合していました。

	PCB (mg/m³N)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m³N)
測定結果	0.0000010 未満～0.000022	0.00000036～0.00081
試料採取日	平成 26 年 7 月 14 日～平成 26 年 12 月 11 日	
協定値*1	0.01	0.1
測定回数及び測定地点	1 回/年 排出口 1G5 等 9ヶ所	1 回/年 排出口 1G5 等 9ヶ所

・SOx NOx HCl ばいじん：いずれの排出口も届出値*2 に適合していました。

	SOx (m³N/h)	NOx (ppm)	HCl (mg/m³N)	ばいじん (g/m³N)
測定結果	0.022 未満～0.028 未満	64～72	11 未満	0.0062 未満～0.0065 未満
試料採取日	平成 26 年 10 月 21 日～平成 26 年 12 月 11 日			
届出値*2	2.3 以下	230 以下	407 以下	0.05 以下
測定回数(回/年)及び測定地点	1 回/年 排出口 2ヶ所 (2G7-1、2)			

*1 協定値：「北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る環境保全に関する協定書（平成 15 年 4 月 23 日締結）」に基づく値

*2 届出値：大気汚染防止法に基づく値

b. 公共下水道排水

・PCB：排除基準に適合していました。

	PCB (mg/l)
年平均値	0.0005 未満*
試料採取日	H26.7.24, H26.10.15, H27.1.22
排水基準値	0.003
測定回数(回/年)及び測定地点	3 回/年 下水道入口
備考	* 上下水道局下水道部水質管理課測定

c. 雨水排水

・PCB：排水基準に適合していました。
・ダイオキシン類：排水基準に適合していました。

	PCB (mg/l)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)
測定結果	0.0005 未満	0.11
試料採取日	H26.8.4	H26.8.4
排水基準値	0.003	10
測定地点	敷地出口	

(イ)周辺環境

a. 大気

・PCB：評価基準値*を下回っていました。
・ダイオキシン類：環境基準に適合していました。
・ベンゼン：環境基準に適合していました。

	PCB (mg/m³)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m³)	ベンゼン (mg/m³)
年平均値	0.00038 × 10 ⁻³	0.023	0.0013
環境基準値等	0.0005*	0.6	0.003
測定回数及び測定地点	4 回/年 若松観測局	4 回/年 若松観測局	12 回/年 若松観測局
備考	*評価基準値「PCB を焼却処分する場合における排出ガス中の PCB 暫定排出許容限界について（昭和 47.12.22 環境庁大気保全局長通知）」で示される環境中の PCB 濃度		

b. 水質（周辺海域）

・PCB：何れの地点も環境基準に適合していました。
・ダイオキシン類：いずれの地点も環境基準に適合していました。

地点名	測定回数	PCB (mg/l)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)
洞海湾 (D2)	2 回/年	0.0005 未満	0.067
響灘 (H1)	2 回/年	0.0005 未満	0.054
雨水洞海湾出口沖	1 回/年	0.0005 未満	0.056
環境基準値		検出されないこと	1

*年 2 回測定項目は平均値を記載

c. 底質

・PCB：溶出調査の結果は、不検出でした。なお、環境基準は設定されていません。成分試験の結果は、PCB を含む底質の暫定除去基準以下でした。
・ダイオキシン類：環境基準に適合していました。

検体名	採取日	PCB		採取日	ダイオキシン類 (pg-TEQ/g·dry)
		溶出試験 (mg/L)	成分試験 (mg/kg·dry)		
洞海湾 (D2)	H26.8.7	0.0005 未満	0.12	H26.9.12	16
環境基準等			10*1		150*2
備考	*1：PCB を含む底質の暫定除去基準 (10mg/kg·dry) *2：底質の環境基準値 (150pg-TEQ/g·dry)				

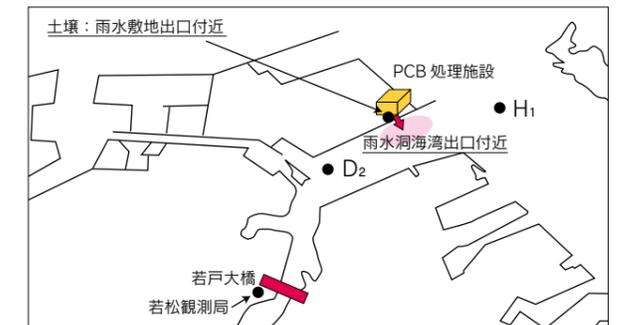
d. 土壌

・PCB：環境基準に適合していました。
・ダイオキシン類：環境基準に適合していました。

地点名	試料採取日	PCB (溶出試験) (mg/l)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/g·dry)
雨水敷地出口付近	H26.9.19	0.0005 未満	0.10
環境基準値		検出されないこと	1000

今後とも、本市は、PCB 処理施設及びその周辺環境調査を実施し、中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対して PCB が適切に処理されるように監視・指導を行います。

◆平成 26 年度 PCB 廃棄物処理施設及びその周辺環境モニタリング調査地点図



8. 悪臭対策

(1) 悪臭の要因

悪臭は、一般に臭気を有する多種類の物質によって構成されていることが多く、工場・事業場から発生する特有な臭いは、人の嗅覚に直接作用し、時には不快な臭いとなって、周辺住民の生活環境を損なうものとなっています。

本市では、住宅地が郊外部へ拡大していることや住工混在地域が多いこと、さらに身近な環境に対する市民の関心が高まっていることなどから、多種多様な悪臭公害が顕在化してきています。

(2) 悪臭の現況

平成 17 年から平成 26 年度までの過去 10 年間の悪臭に係る苦情件数は、以下のとおりです。平成 26 年度の苦情件数は、平成 25 年度と比べて 17 件減少しています。

また、悪臭の原因が店舗や家庭など、工場に起因しない、いわゆる都市・生活型に分類される苦情は、平成 26 年度は、悪臭苦情全体の 50% を占める 23 件でした。

◆悪臭に係る苦情件数の推移

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
苦情件数	165	195	123	124	88	80	64	72	63	46
行政指導件数	2	2	0	2	0	0	1	0	0	0

(3) 悪臭防止対策

昭和 46 年 6 月の悪臭防止法制定、翌月 5 月の法施行により、悪臭に係る規制が開始されました。本市では、これを受け昭和 47 年度に規制地域及び規制基準設定のための調査を開始し、昭和 48 年 8 月、市内全域を規制地域に指定するとともに、アンモニア等 5 物質について、法で定められた規制基準の範囲のうち、最も厳しい数値を規制基準として設定しました。

また、昭和 51 年 9 月及び平成元年 9 月に悪臭防止法施行令が改正され、二硫化メチル等 7 物質が、さらに平成 5 年 6 月にトルエン、キシレン等 10 物質が新たに特定悪臭物質に追加指定されましたが、これら特定悪臭物質についても、改正施行令施行後、基準設定調査を行い、アンモニア 5 物質と同様、最も厳しい規制基準を設定しました。

さらに、平成 6 年 4 月に悪臭防止法施行規則が改正され、排出水中に含まれるメチルメルカプタン、硫化水素等硫黄系 4 物質に係る規制基準の設定方法が定められましたが、これらの特定悪臭物質についても、平成 8 年 4 月に規制基準を設定しました。規制対象の特定悪臭物質の規制基準は以下のとおりです。

◆特定悪臭物質の規制基準

特定悪臭物質	規制基準			
	敷地境界	排出水中		気体排出口 規制の有無
		規制基準 (ppm)	排出水量	
メチルメルカプタン	0.002	0.001m ³ /秒以下	0.03	—
		0.001m ³ /秒を超え 0.1m ³ /秒以下	0.007	
		0.1m ³ /秒を超える	0.002	
硫化水素	0.02	0.001m ³ /秒以下	0.1	有
		0.001m ³ /秒を超え 0.1m ³ /秒以下	0.02	
		0.1m ³ /秒を超える	0.005	
硫化メチル	0.01	0.001m ³ /秒以下	0.3	—
		0.001m ³ /秒を超え 0.1m ³ /秒以下	0.07	
		0.1m ³ /秒を超える	0.01	
二硫化メチル	0.009	0.001m ³ /秒以下	0.6	—
		0.001m ³ /秒を超え 0.1m ³ /秒以下	0.1	
		0.1m ³ /秒を超える	0.03	
トリメチルアミン	0.005	—	—	有
アンモニア	1.0	—	—	有
ノルマル酪酸	0.001	—	—	—
イソ吉草酸	0.001	—	—	—
ノルマル吉草酸	0.0009	—	—	—
プロピオン酸	0.03	—	—	—
アセトアルデヒド	0.05	—	—	—
プロピオンアルデヒド	0.05	—	—	有
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	—	—	有
イソブチルアルデヒド	0.02	—	—	有
ノルマルペンチルアルデヒド	0.009	—	—	有
イソペンチルアルデヒド	0.003	—	—	有
イソブタノール	0.9	—	—	有
酢酸エチル	3.0	—	—	有
メチルイソブチルケトン	1.0	—	—	有
トルエン	10.0	—	—	有
キシレン	1.0	—	—	有
スチレン	0.4	—	—	—

本市では、悪臭発生工場・事業場における悪臭規制基準の適合状況を確認するため、立入検査や悪臭測定を実施する等、発生源に対する監視・指導を行っています。平成 26 年度の悪臭測定の実施状況は、以下のとおりです。

悪臭測定の結果、平成 26 年度は全て基準に適合していました。

◆平成 26 年度 悪臭測定実施状況

発生源業種	工場・事業場数
廃棄物処理事業場	4
肥料・飼料工場	2
製缶工場	1
化学工場	1
計	8

9. 環境科学研究所における検査・研究

(1) 事業の目的

市民の安全・安心を守り、地域の快適な環境づくりを進めていくために必要な科学的データの提供などを目的に、調査研究、試験検査、研修指導、情報の収集・提供を行っています。

(2) 事業の内容

ア. 保健衛生部門

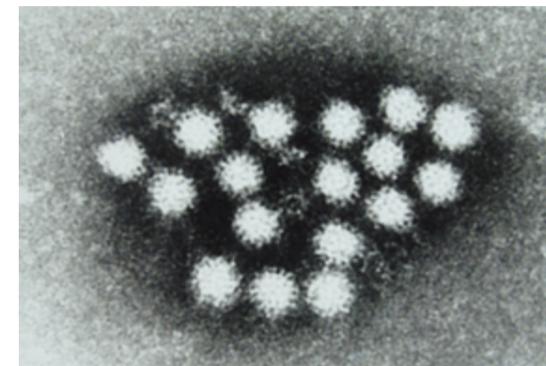
(ア) 食品・家庭用品などに関する業務

市内で流通している食品や学校給食の食材などについて、食品添加物や残留農薬、特定アレルギー物質などの検査や調査をしています。また、貝毒やかび毒のような自然毒、家庭用品中の有害化学物質などの検査も行っています。野菜等の残留農薬については、250 種類以上の農薬一斉分析法を確立するなどの成果ができています。

(イ) 微生物に関する業務

食中毒発生時の原因究明のための検査や感染症の流行状況を把握するための病原体検査などを行っています。

中でも、新型インフルエンザ、O157、感染性胃腸炎などの原因となる細菌やウイルスについては、遺伝子検査等の高度で正確な検査を行っています。また、検査方法の改善にも取り組んでおり、検査にかかる日数を従来より短縮するなどの研究成果が出ています。



ノロウイルス
(感染性胃腸炎の原因となるウイルスの 1 種：電子顕微鏡写真)

イ. 環境科学部門

工場や自動車等から排出されるベンゼンなどの有害大気汚染物質の環境調査や硫化水素、アンモニアなどの悪臭物質の検査、その他市民からの苦情や事故時の原因調査などを行っています。

また、PM2.5 の汚染機構に関する調査・研究や有害物質の環境調査などを行っています。

このほか、環境省の委託を受け、法律で未規制の有害化学物質の汚染状況の把握や分析法の開発を行っています。

◆環境科学研究所の検査件数

	調査研究	依頼検査	合計
平成 23 年度	516	4,112	4,628
平成 24 年度	347	3,692	4,039
平成 25 年度	108	3,102	3,210
平成 26 年度	408	3,462	3,870



有害大気汚染物質の分析

(3) 国際貢献

(独)国際協力機構(JICA)や(公財)北九州国際技術協力協会(KITA)に協力して、公害の著しい開発途上国などからの研修生に対し、大気、水質、保健衛生のモニタリング技術など、本市に蓄積した技術を生かした研修を行っています。



(4) 平成 26 年度調査研究の概要

No.	調査研究テーマ	概要	共同研究機関	期間
1	PM2.5の短期的/長期的環境基準超過をもたらす汚染機構の解明	PM2.5は平成21年に環境基準が設定されたが基準達成率の低い状況となっている。健康影響が懸念されているが、その汚染機構は未だ不明な点が多いことから、全国および地域の視点に立った共同研究を行なう。	国立環境研究所、II型研究参加機関(全国の地方研究所)	平成25～平成27年度
2	大気中微小粒子(PM2.5)に含まれる化学物質濃度の実態調査	PM2.5の成分分析について、まだ測定方法が示されていない化学物質の分析方法を検討し、さらに実態調査を行う。		平成26～平成28年度
3	電子顕微鏡を用いた粉じん形態分析およびEDS分析	PM2.5に含まれる様々な物質(粒子)について、電子顕微鏡を用いてその形態や成分などを分析し、データを蓄積する。		平成26～平成28年度
4	化学物質環境実態調査	環境汚染の危険性があると推定される化学物質について汚染実態を調査し、環境リスク評価のためのデータを蓄積する。	(環境省受託)	平成26年度
5	藻場・干潟等浅海域と陸水域における生態系機能評価と生態環境修復に関する研究	生物多様性と物質循環に重要な役割を担っている浅海域等について、生態系機能の評価手法等を検討する。	国立環境研究所、II型研究参加機関(全国の地方研究所)	平成24～平成26年度
6	食品中の残留農薬試験法の妥当性評価	主な食品における改良試験法の妥当性評価結果を踏まえ、今後はより多様な食品に対応可能とするため、依頼検査のある全食品を目標に妥当性評価を行う。		平成26年度
7	食品中残留農薬に関する一日摂取量実態調査	日常の食事により摂取する農薬等の量を把握することにより、市民の食の安全安心に資する。	(厚生労働省受託)	平成26年度
8	食品中の動物用医薬品試験法の検討	検査の効率化と信頼性確保のため、動物用医薬品試験法の改良について検討を行う。		平成26～平成27年度
9	市中における人および畜水産物由来の多剤耐性菌の調査	近年、大腸菌や肺炎桿菌等の多剤耐性菌が報告されており、本市で分離した畜水産物由来の薬剤感受性状況を調査する。		平成23～平成26年度
10	市内公衆浴場水におけるレジオネラ属菌の汚染実態調査	レジオネラ症の主要な感染源である浴槽水の対策に資するため、迅速検査の検討や、分離される菌の分子生物学的な特徴の解析等を行なう。	保健福祉局生活衛生課	平成24～平成26年度
11	食品由来感染症調査における分子疫学的手法に関する研究	広域の食品由来感染症調査時に分子疫学情報を九州内の衛生研究所で共有する。本情報を保健所等に還元することで、感染症の拡大防止につなげる。	厚生労働科学研究補助金への参加事業(九州地域内の地方研究所12機関)	平成24～平成26年度
12	レジオネラ属菌検査の外部精度管理調査	本菌の外部精度管理調査に参加し、標準法の作成に関与することで、行政依頼検査の精度・確度の向上を図る。	厚生労働科学研究補助金への参加事業(九州地域内の地方研究所5機関)	平成25～平成26年度
13	北九州市における感染性胃腸炎検体からのヒトパレコウイルス検出	これまで当所では感染性胃腸炎検体について当ウイルスの検出は行っておらず動向は不明であった。そこで、ノロウイルス等通常実施しているウイルス検査が陰性だった検体についてヒトパレコウイルス検査を実施し、流行状況の把握と感染性胃腸炎からの原因ウイルス検出率の向上を目指す。		平成25～平成27年度
14	エンテロウイルス検出方法の比較検討について	エンテロウイルスを特異的に検出するCODEHOP RT-PCR法について、これまで当所で行ってきたウイルス分離、RT-PCR等との比較を行う。		平成25～平成26年度
15	北九州市におけるムンプスウイルス流行状況調査	ムンプスウイルスが原因の候補となる流行性耳下腺炎や無菌性髄膜炎検体から、ウイルスの分離・検出がほとんどないため、より検出感度の高い方法を用いてムンプスウイルスの検査を実施し、市内における流行状況調査を行う。		平成25～平成27年度
16	市内におけるマダニの分布とSFTSウイルス保有実態調査	近年報告されたダニ媒介性感染症であるSFTSについて、市内のマダニの分布やウイルスの保有状況を調査して感染予防対策に資する。		平成26～平成27年度

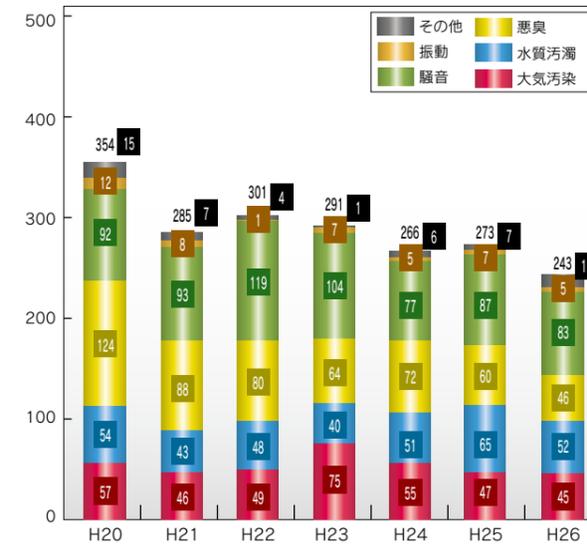
10. 公害に関する苦情・要望

公害に関する苦情・要望は、公害の発生状況を知るうえで重要な指標のひとつです。公害が発生した場合、当事者間の話し合いなどで解決する例もありますが、大部分は苦情・要望として行政機関へ持ち込まれています。本市では、市民からの苦情・要望に対して、迅速・的確な処理を行い、その解決を図るよう努めています。

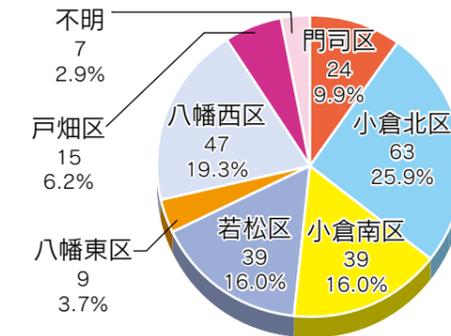
(1) 苦情・要望の推移

平成 26 年度に申し立てられた公害に関する苦情・要望件数の総数は 243 件(平成 25 年度 273 件) ありました。苦情件数は、前年に比べると 30 件減少しています。

◆種類別(苦情・要望)の経年変化



◆行政区別の苦情・要望状況(平成26年度)

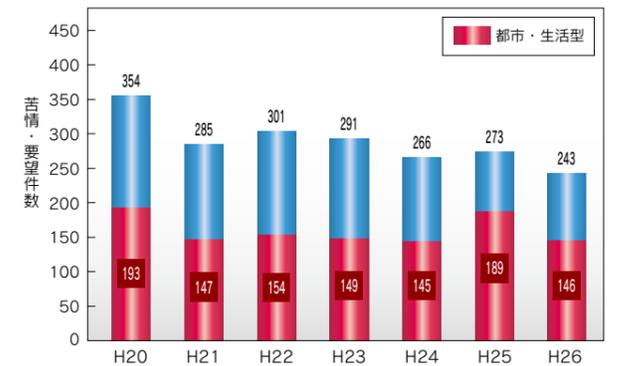


(2) 最近における苦情・要望の特徴

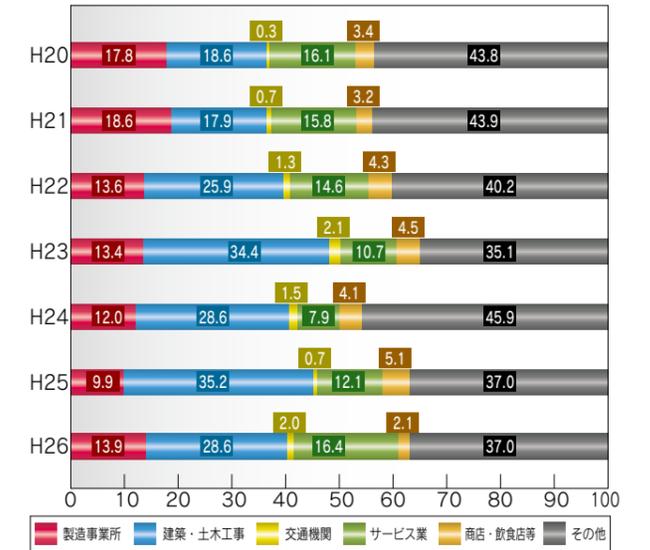
産業公害の沈静化とともに、住宅・商業地域などにおいて、市民生活に関連した冷暖房設備、生活排水、廃棄物、交通機関、建設工事などの苦情の割合が多くなっています。これは、「都市・生活型の苦情」とされています。

平成 26 年度の都市・生活型苦情・要望件数は、146 件で、全体の 60% を占めています。

◆都市・生活型苦情・要望件数の経年変化



◆苦情・要望の発生源別構成比の推移



(3) 苦情・要望への対応

市民からの苦情・要望の申し立てがあった場合、当事者への事情聴取や現地調査を行っています。その結果、法律・条例の違反があれば、発生源に対して施設や作業方法の改善などを指導しています。

また、関係部局との連携を図りつつ、苦情の解決にあたっています。

11. 公害健康被害の補償と予防

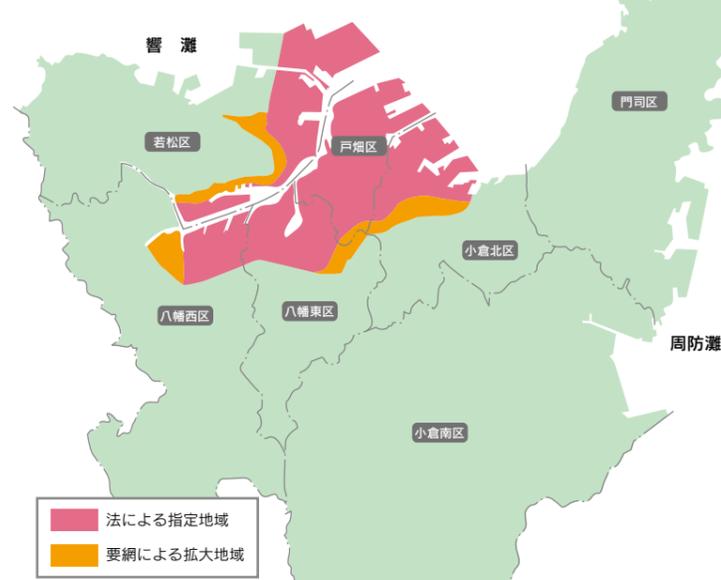
(1) 背景

本市においては、大気汚染による健康被害の影響を重視し、昭和35年から各種の疫学調査に取り組んでまいりましたが、大気汚染の著しい地域に非定型のぜん息様疾患の発生率の高いことが確かめられました。

また、市民からの健康被害の救済を望む声が高まったことから、昭和46年11月、国に対して「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」による地域指定の要請を行い、昭和48年2月1日に洞海湾周辺の若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区及び小倉北区の各一部48km²が地域指定となり、医療費等の給付が開始されました。

法による制度とは別に、転出または転勤により救済法の対象とはならない市民を救済するため、本市は昭和48

◆公害健康被害補償指定地域



年10月15日「北九州市特定呼吸器疾病患者の救済措置要綱」を制定し、市独自の救済制度を開始しました。

その後、学童の疫学調査結果等により、昭和48年9月議会において、全会一致をもって指定地域拡大に関する決議がなされたため、昭和49年8月1日、法の指定地域に隣接する5.9km²を救済措置要綱による指定地域として市独自に設定しました。

昭和49年9月1日、医療費の全額負担及び損害に対する補償給付等幅広い公害健康被害の補償を目的とした「公害健康被害補償法」が施行され、救済法による指定地域が、そのまま補償法の指定地域に引き継がれました。

「公害健康被害補償法」の施行に併せて、市の救済措置要綱も「北九州市特定呼吸器疾病患者健康被害補償要綱」に全面改正し、補償法と同内容の補償給付及び公害保健福祉事業を行うこととしました。

補償法及び補償要綱においては、補償給付として、独自の診療報酬体系で医療費を全額負担する「療養の給付及び療養費」ほか6種類の補償給付を定めているほか、被認定者の健康の回復、保持及び増進を目的とした公害保健福祉事業の実施を定めており、被害者救済の立場に立った損害賠償制度として、健康被害者の保護を図っています。

その後、大気汚染の著しい改善を踏まえ、昭和62年9月、補償法は「公害健康被害の補償等に関する法律」に改正され、昭和63年3月1日に第一種指定地域の指定解除が行われました。

併せて、本市においても、補償要綱に基づく指定地域を解除しましたが、法と同様に、既認定患者への補償給付と保健福祉事業を実施しています。また、改正によって新たに地域住民を対象として健康被害予防事業が実施されることとなりました。

(2) これまでの取組など

ア. 被認定者の構成及び異動状況

(ア) 年齢別疾病別被認定者数 (法)

(平成27年3月末現在)

年齢別(歳)	総数			構成比	慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気腫		
	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0~14	0	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15~39	135	97	232	27.36	0	0	0	135	97	232	0	0	0	0	0	0
40~59	166	136	302	35.61	0	0	0	166	136	302	0	0	0	0	0	0
60~64	14	34	48	5.66	0	0	0	14	34	48	0	0	0	0	0	0
65~	98	168	266	31.37	4	15	19	94	153	247	0	0	0	0	0	0
計	413	435	848	100.00	4	15	19	409	420	829	0	0	0	0	0	0

(イ) 年齢別疾病別被認定者数 (要綱)

(平成27年3月末現在)

年齢別(歳)	総数			構成比	慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気腫		
	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0~14	0	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15~39	24	14	38	55.07	0	0	0	24	14	38	0	0	0	0	0	0
40~59	6	4	10	14.49	0	0	0	6	4	10	0	0	0	0	0	0
60~64	3	1	4	5.80	0	0	0	3	1	4	0	0	0	0	0	0
65~	7	10	17	24.64	0	0	0	7	10	17	0	0	0	0	0	0
計	40	29	69	100.00	0	0	0	40	29	69	0	0	0	0	0	0

(ウ) 被認定者異動状況 (法)

項目	年 度																		
	S48~50	S51~53	S54~56	S57~59	S60~62	S63~H2	H3~5	H6~8	H9~11	H12~14	H15~17	H18~20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
被認定者数	1,132	1,715	2,187	2,625	3,171	3,289	3,296	3,296	3,296	3,298	3,298	3,298	3,298	3,298	3,299	3,299	3,299	3,299	3,299
失効者数	治癒等	4	147	305	512	667	849	1,013	1,120	1,183	1,286	1,312	1,322	1,328	1,332	1,334	1,343	1,345	1,345
	他都市転出	2	4	7	13	20	26	31	33	33	34	38	38	38	38	38	41	43	43
	死亡	36	111	194	279	376	482	574	656	749	822	889	951	974	991	1,016	1,032	1,051	1,063
	計	42	262	506	804	1,063	1,357	1,618	1,809	1,965	2,142	2,239	2,311	2,340	2,361	2,387	2,404	2,435	2,451
増減数	1,090	363	228	140	287	△176	△254	△191	△156	△175	△97	△72	△29	△21	△25	△17	△31	△16	
被認定者数実数	1,090	1,453	1,681	1,821	2,108	1,932	1,678	1,487	1,331	1,156	1,059	987	958	937	912	895	864	848	

注：各年度とも、当該年度間及び年度における異動状況(3月31日現在) ※上段は累計

(エ) 被認定者異動状況 (要綱)

項目	年 度																	
	S48~50	S51~53	S54~56	S57~59	S60~62	S63~H2	H3~5	H6~8	H9~11	H12~14	H15~17	H18~20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
被認定者数	135	211	270	354	433	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456
失効者数	治癒等	2	54	68	87	111	136	166	182	197	207	214	218	221	222	222	225	225
	法移行	8	12	14	15	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	死亡	3	8	11	17	26	37	43	49	57	59	65	67	69	69	71	73	74
計	13	69	82	113	153	224	260	296	318	341	353	366	372	377	378	380	382	386
増減数	122	7	28	44	8	△13	△36	△22	△23	△12	△13	△6	△5	△1	△2	△2	△4	△1
被認定者数実数	122	129	157	201	209	196	160	138	115	103	90	84	79	78	76	74	70	69

注：各年度とも、当該年度間及び年度における異動状況(3月31日現在) ※上段は累計

イ. 公害保健福祉事業

被認定者を対象として、健康の回復、保持及び増進を図り、福祉の向上を目的とした以下の保健福祉事業を実施しています。

(ア) リハビリテーション事業

「呼吸訓練」として、看護師の指導のもとに、腹式呼吸や排たん訓練の実技指導を実施。

平成26年度	参加者	場 所
	12名	総合保健福祉センター

(イ) 家庭療養指導事業

保健師等が保健指導、日常生活指導、食事指導などを実施。

平成26年度	訪問件数
	延べ753件

(3) 健康被害予防事業

健康被害予防事業は、昭和62年9月の「公害健康被害の補償等に関する法律」の改正を受けて新たに実施されることとなったものです。

昭和49年の補償法制度発足以降、地域指定の指標となった硫酸化物汚染は著しく改善され、すべての指定地域で環境基準を達成したのに対し、窒素酸化物や浮遊粒子状物質は、ほぼ横ばいで推移しました。

このような大気汚染の態様の著しい変化を踏まえて、昭和58年11月、国は中央公害対策審議会へ諮問を行い、昭和61年10月、「公害健康被害補償法第一種地域のあり方等について」答申を受けました。

この答申の内容は、現在では、大気汚染が指定地域のぜん息等の主たる原因であるとは言えないとした上で、現行指定地域を解除することが相当であり、むしろ大気汚染防止対策を一層推進するほか、今後は地域住民を対象に健康被害の予防に重点をおいた総合的な環境保健施策を推進することが適当であるとするものであり、これを受けて補償法の改正が行われ、新たに健康被害予防事業が実施されることになりました。

本事業は、人の健康に着目した環境保健事業と環境質自体に着目した環境改善事業からなっています。

なお、本事業については、独立行政法人環境再生保全機構が、調査研究、知識の普及及び研修事業を行うほか、地方公共団体等が行う同事業に対して助成を行っています。

ア. 環境保健事業

環境再生保全機構の助成を受けて、対象地域住民を対象に、講演会や機能訓練等により健康の確保、回復を図るものです。

(ア) 健康相談事業

ぜん息などの呼吸器疾患の予防について、医師等による講演会を実施。

平成26年度	参加者	場 所
	48名	ウエルとばた

(イ) 機能訓練事業

a. サマーキャンプ

小学校4年生から中学3年までのぜん息児を対象に、登山や呼吸訓練等のカリキュラムでキャンプを実施。
(平成26年度は台風の影響により中止)

b. 水泳教室

未就学児及び小学生のぜん息児を対象に水泳教室を実施。

平成26年度	参加者	場 所
	60名	スポーツガーデンフェニックス八枝校

(4) 北九州市公害健康被害認定審査会等

昭和49年9月に施行された公害健康被害補償法に基づいて、本市における公害に係る健康被害の認定について審査するため、北九州市公害健康被害認定審査会を法施行日に合わせて設置しました。

同審査会は学識経験者10名(医学8名、法律学2名)により構成されており、平成26年度は12回開催されました。

また、公害医療に係る診療報酬の内容を審査するため、医師3名、薬剤師1名で構成する北九州市公害健康被害補償診療報酬審査会を設置しています。平成26年度は12回開催されました。

第3節 都市の資産(たから)を活かしたまちづくり

本市の豊かな自然環境や歴史的時間の中で、地域に根ざした文化とともに育まれた地域固有の伝統的な街並みは、まちの価値を高める大きな役割を果たすだけでなく、ふるさと意識を育み、魅力あるまちづくりの基盤となります。

まちの魅力や価値を高めるため、市民の協力・参加のもと、今ある本市の優良な資産(たから)を保全・形成していくとともに、まちに住む市民のモラル・マナーの向上を図り、まち全体がいつも清潔で、美しく保たれている環境づくりを推進していきます。

1. まち美化に関する啓発

ごみのない清潔で美しいまちづくりを推進するため、市民・NPO、企業等と連携し、様々な啓発事業を実施しています。様々な取組により、「自分たちのまちは自分たちの手できれいにする」という市民の美化意識は高まっています。

今後も、誰もがまち美化活動へ気軽に参加し、環境美化について関心を抱くよう、PR・啓発活動を充実させ、市民全体のモラル・マナーの向上を目指します。

(1) “クリーン北九州” まち美化キャンペーン

5月30日を「ごみゼロの日」として、この日の前後に清掃活動を行う運動は、昭和50年代に全国的に広まりました。

本市では、昭和58年に「ごみゼロの日キャンペーン」を開始し、平成3年からは5月30日～6月30日を「“クリーン北九州” まち美化キャンペーン」として、市民・企業・行政が一体となってまち美化活動や啓発活動を行っています。



ア. まち美化清掃

各区に会場を設け、市民、企業、行政が協力・連携し、大規模なまち美化清掃を実施しました。

また、期間中、市内各地で地域団体やボランティア団体、企業等による清掃活動が行われました。

◆まち美化清掃
(参加人数・収集量の推移)

年 度	参加人数 (人)	収集量 (t)
平成22年	32,554	116.1
平成23年	26,526	110.8
平成24年	30,641	104.4
平成25年	22,942	68.8
平成26年	31,198	90.4

イ. ポイ捨て防止の呼びかけ

主要駅前での街頭啓発のほか、学校、企業、地域団体等の協力を得て、空き缶や煙草の吸い殻等のポイ捨て防止の啓発チラシを市内全域に配布しました。

(2) 「市民いっせいまち美化の日」

平成6年10月1日に「北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例」(まち美化条例)が施行されたことから、平成7年から毎年、10月1日～7日までを「清潔なまちづくり週間」と定め、さらに、平成8年からは期間中の日曜日(10月の第一日曜日)を「市民いっせいまち美化の日」とし、市民が地域の道路、公園、河川、海浜等を清掃しています。こうした市民参加型の行事を継続実施していくことで、まち美化意識の高揚と定着を図っています。

◆市民いっせいまち美化の日
(参加人数・収集量の推移)

年 度	参加人数 (人)	収集量 (t)
平成22年	68,250	134.5
平成23年	92,523	244.4
平成24年	91,551	245.1
平成25年	103,345	291.1
平成26年	104,078	318.8



(3) “クリーン北九州” 百万市民運動推進協議会

まち美化活動が市民一人ひとりの生活習慣として定着し、北九州のイメージアップを図ることを目的として、平成元年に発足しました。

地域・学校・企業・ボランティアを代表する39団体を構成され、「5分間清掃」「ポイ捨て防止」「ごみの持ち帰り」の3つを運動目標に普及啓発活動を実施しています。